

東京都自然公園条例施行規則（平成十四年東京都規則第二百二十七号）新旧対照表（抄）

改正案	現行
<p>目次（現行のとおり）</p> <p>第一条から第五十一条まで（現行のとおり） （物件等）</p> <p>第五十二条（現行のとおり）</p> <p>一 削除</p> <p>二（現行のとおり）</p> <p>三（現行のとおり）</p> <p>第五十三条（現行のとおり） （占用に関する制限）</p> <p>第五十四条（現行のとおり）</p> <p>一及び二（現行のとおり）</p> <p>三 通路、鉄道、軌道、公共駐車場その他これらに類する施設を地下に設ける場合においては、その頂部と地面との距離は、原則として一・五メートル以下としないこと。</p> <p>四 水道施設又は下水道施設を地下に設ける場合においては、その頂部と地面との距離は、原則として一・五メートル以下としないこと。</p> <p>五 耐震性貯水槽又は防火用貯水槽を地下に設ける場合においては、その頂部と地面との距離は、原則として一メートル以下としないこと。</p>	<p>目次（略）</p> <p>第一条から第五十一条まで（略） （物件等）</p> <p>第五十二条（略）</p> <p>一 備蓄倉庫その他災害対策用施設</p> <p>二（略）</p> <p>三（略）</p> <p>第五十三条（略） （占用に関する制限）</p> <p>第五十四条（略）</p> <p>一及び二（略）</p> <p>三 通路、鉄道（駅を含む。以下同じ。）、公共駐車場その他これらに類する施設を地下に設ける場合においては、その頂部と地面との距離は、原則として一・五メートル以下としないこと。</p> <p>四 水道施設、下水道施設を地下に設ける場合においては、その頂部と地面との距離は、原則として一・五メートル以下としないこと。</p> <p>五 防火用貯水槽を地下に設ける場合においては、その頂部と地面との距離は、原則として一メートル以下としないこと。</p>

六 発電施設、蓄電池、河川管理施設、変電所又は熱供給施設を地下に設ける場合においては、その頂部と地面との距離は、原則として三メートル以下としないこと。

七 橋又は道路、鉄道若しくは軌道を園路の上に設ける場合においては、その園路の上に設けられる部分の最下部と園路の路面との距離は、原則として四・五メートル以下としないこと。

八 警察署の派出所又は公害観測施設の建築面積は三十平方メートル以内、天体、気象又は土地観測施設の建築面積は十平方メートル以内であること。

九 太陽電池発電施設を設ける場合においては、既設の建築物に設置し、かつ、当該建築物の建築面積を増加させないこと。

第五十五条から第六十九条まで (現行のとおり)
別表第一及び別表第二 (現行のとおり)

六 変電所を地下に設ける場合においては、その頂部と地面との距離は、原則として三メートル以下としないこと。

七 橋並びに道路、鉄道及び軌道その他これらに類するものを園路の上に設ける場合においては、その園路の上に設けられる部分の最下部と園路の路面との距離は、原則として四・五メートル以下としないこと。

八 警察署の派出所及び公害観測施設の建築面積は三十平方メートル以内、天体、気象又は土地観測施設の建築面積は十平方メートル以内であること。

第五十五条から第六十九条まで (略)
別表第一及び別表第二 (略)

別表第三（第四十六条関係）

一 土地の使用料		
名称	単位	使用料
東京都立大島公園	(現行のとおり)	(現行のとおり)
東京都立八丈植物公園	一平方メートル一月	三十二円
東京都立小峰公園	一平方メートル一月	九十円
東京都立奥多摩湖畔公園	一平方メートル一月	十三円
東京都立羽伏浦公園	(現行のとおり)	(現行のとおり)
東京都立多幸湾公園	(現行のとおり)	(現行のとおり)
二 建物の使用料		
名称	単位	使用料
東京都立大島公園第二号売店	一月	二万二千四百円
東京都立八丈植物公園売店	一月	七千五百円

別表第三（第四十六条関係）

一 土地の使用料		
名称	単位	使用料
東京都立大島公園	(略)	(略)
東京都立八丈植物公園	一平方メートル一月	三十六円
東京都立小峰公園	一平方メートル一月	九十五円
東京都立奥多摩湖畔公園	一平方メートル一月	十四円
東京都立羽伏浦公園	(略)	(略)
東京都立多幸湾公園	(略)	(略)
二 建物の使用料		
名称	単位	使用料
東京都立大島公園第二号売店	一月	二千六百元
東京都立八丈植物公園売店	一月	八千四百元

別表第四（第五十六条関係）

電線	水道管、 下水道 管、ガス			標識	電柱	種別	単位	占用料	
	電線	地下 電線	電線					市	町村
外径四十センチメートル以上のもの	外径四十センチメートル未満のもの	外径一メートル以上のもの	外径四十センチメートル以上一メートル未満のもの	外径四十センチメートル未満のもの	一本一月	一本一月	一メートル	七十二円	百一円
四十五円	十八円	九十一円	四十五円	十八円	三円	四円	(現行のとおり)	(現行のとおり)	二円

別表第四（第五十六条関係）

電線	水道管、 下水道 管、ガス			標識	電柱	種別	単位	占用料	
	電線	地下 電線	電線					市	町村
外径四十センチメートル以上のもの	外径四十センチメートル未満のもの	外径一メートル以上のもの	外径四十センチメートル以上一メートル未満のもの	外径四十センチメートル未満のもの	一本一月	一本一月	一メートル	七十六円	百七円
四十八円	十九円	九十六円	四十八円	十九円	三円	四円	(略)	(略)	二円

写真撮影のための 臨時的な占用	写真撮影 の ための 常時 占用	天体、気象又は土地の観測施設	高架の占用物件	地下の占用物件		公衆電話所	郵便差出箱及び信書便差出箱	変圧塔、マンホールの類	鉄塔	外径一メートル以上のもの
				地上露出部分	地下部分					
一時間	撮影機一台一月	一平方メートル	一平方メートル	一平方メートル	一平方メートル	一箇所	一箇所	一箇所	一平方メートル	
十一円	七百二十八円	九十一円	四十五円	四十五円	九十一円	九十一円	三十六円	九十一円	九十一円	九十一円
		四円	二円	二円	四円	四円	一円	四円	四円	四円

写真撮影のための 臨時的な占用	写真撮影 の ための 常時 占用	天体、気象又は土地の観測施設	高架の占用物件	地下の占用物件		公衆電話所	郵便差出箱及び信書便差出箱	変圧塔、マンホールの類	鉄塔	外径一メートル以上のもの
				地上露出部分	地下部分					
一時間	撮影機一台一月	一平方メートル	一平方メートル	一平方メートル	一平方メートル	一箇所	一箇所	一箇所	一平方メートル	
十二円	七百六十八円	九十六円	四十八円	四十八円	九十六円	九十六円	三十八円	九十六円	九十六円	九十六円
		四円	二円	二円	四円	四円	一円	四円	四円	四円

その他の占用		映画、テレビ及びビデオの撮影		(現行のとおり)	千百三十七円
その他の場合		(現行のとおり)		(現行のとおり)	(現行のとおり)
(現行のとおり)		(現行のとおり)		(現行のとおり)	(現行のとおり)

付記 (現行のとおり)
別記第一号様式から第五十二号様式まで (現行のとおり)

その他の占用		映画、テレビ及びビデオの撮影		(略)	千二百円
その他の場合		(略)		(略)	(略)
(略)		(略)		(略)	(略)

付記 (略)
別記第一号様式から第五十二号様式まで (略)